

4 章 仮組立および組立記号

仮組立 43 条

各部材の工作完了後、工場内で橋ゲタの仮組立を行わなければならない。

主ゲタおよび斜橋の橋門構以外の仮組立は、監督者の承認を得て省略することができる。また十分正確に製作できると監督者が認める場合には、監督者が指示する連数以外の仮組立を省略することができる。

仮組立を省略した重要部分の穴あけまたは拡孔には、型板を使用しなければならない。

仮組立は地上相当高さの強固な受台上で行い、主要部材の現場添接部または連結部は、リベット穴数の30%程度のボルトおよびドリフトピンを使用し、堅固に締めつけなければならない。

〔解説〕

各部材の工作が完了したら、現場に発送するに先だつて、工作が正確であるかどうか、各部材の接合が良好に行えるかどうかを確かめ、また現場リベット穴を拡孔し、面取りを行うために、工場内で仮組立を行う。仮組立は工場製作のまともになるものであるから、検査は十分慎重に行い、現場に運搬してから欠陥を発見したりすることのないようにしなければならない。検査は支間・幅員・高さ・ソリなどの寸法と同時に、各部材の接合の状態・現場組立の難易・工場リベットのできばえ・現場リベット穴の仕上げ・現場組立記号などについて行い、不良な箇所は手直ししなければならない。現場リベット穴は、鋼材厚さの公差による誤差や工作上的誤差を調整するため、規定のリベット穴よりも小さく穴あけておいて、架設するときと同じ状態に仮組立して拡孔するのである。このためこの条の第4項で示したように、仮組立はリーマーの操作・ハツリ作業・検査などが容易にできるよう、地上相当高さの強固な受台上で行い、ボルトおよびドリフトピンを多数用いて堅固に締めつけなければならない。主要部材については、ボルトとドリフトピンの合計が現場リベット穴の数の30%程度となるようにしなければならない。

主ゲタおよび斜橋の橋門構以外については、監督者の承認を得て仮組立を省略することができる。主ゲタは橋の最も重要な部分であり、斜橋の橋門構はめんどろな工作を行う場合が多いから発送前に仮組立を行つて、ぐあいの悪い箇所を手直ししておかなければならない。また大径間のアーチやトラスなどで、構造全体を仮組立することが困難な場合には

主ゲタまたは主構だけを水平において仮組立することがあるが、この場合仮組立を行わない重要部材の現場リベットの穴あけには鋼製型板を用いなければならない。

このように鋼製ブッシュ付型板など、工作中に狂いがおこる心配のない強固な型板を用い、各部材が十分正確で、同一部材ならどの連に用いてもよいように工作しようと監督者が認める（いわゆる互換性をもつように各部材が製作された）場合には一連だけ仮組立すれば他の連の仮組立を省略することができる。また大径間のアーチやトラスなどでは、1主構または1主構の1/2の仮組立を行い、他の仮組立を省略することもできる。仮組立する連数または主構の数は監督者の指示に従わなければならない。

仮組立にはかなりの時間と費用を必要とする。したがって契約の際に仮組立を行う連数や部分について明示しておくことが望ましい。しかし仮組立を行う必要のありなしは、工作のよしあしで決まるものであり、たとえ契約で仮組立を省略することにしていても、十分な工作が行われなかつたような場合にはどうしても仮組立を試みる必要が生じることもある。したがってこの条では、仮組立を行う必要がないかどうかを監督者の判断にゆだねることとし、工作が優秀であると監督者が認めた場合にかぎり重要部分または代表的な部分についてだけ仮組立を行えばよいことにしたのである。

組立記号 44 条

橋ゲタは工作完了後組立記号を明記しなければならない。
組立記号図はあらかじめ監督者に提出しなければならない。

〔解説〕

各部材の取扱い中に誤りをおこさないよう、部材の見やすい所（腹部など）に組立記号を明記しなければならない。また部材の数が多い場合に、ペイントで記すだけであると塗装の際に誤りやすいから、記号を刻み込み、さらにペイントで明記しておくのがよい。

組立記号図はあらかじめ監督者に提出して、架設工事監督の便をはからなければならない。